



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2016/9/19

NO.190 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

☆婦人部 かが編み会☆

13日、かが編み会を開き女性7名が参加しました。自分の作りたいかごを作っています。「次は、こんな形のものも作ってみたい。」など、デザインや色、形を変えて色々なかご編みに挑戦中です。



第3回目は・・・9月20日(火)

午後1時30分から民商事務所で。



税務調査の際は事前通知を。納税者には権利があります。

税務調査の際は、納税者への事前通知が原則で義務化されています。下記の表2のように事前通知すべき内容は11項目あり、これを満たさなければ違法です。事前通知を守らせましょう。税務調査は、納税者の同意と協力が前提です。

表1 税務調査の「10の心得」

- ①自主申告は権利 ②相手の身分確認を ③不都合なら断りを ④信頼できる立会人を
- ⑤調査理由を確かめよう ⑥調査は目的の範囲に ⑦承諾なしの侵入は違法
- ⑧勝手な取り調べは違法 ⑨承諾なしの反面調査は断る ⑩印鑑は命

表2 事前通知の11項目

- ①実地調査を行う旨 ②実地調査を行う日時 ③調査を行う場所 ④調査の目的
- ⑤調査の対象となる税目 ⑥調査の対象となる期間 ⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧調査の相手(納税者)の氏名および住所 ⑨調査担当職員の氏名および所属
- ⑩②と③は変更可能であること
- ⑪④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

商売困ったら放置せず、民商へ相談を！

9月のなんでも相談会

日時 9月29日(木) 午後2時から

場所 民商事務所

※相談希望の方は、
事前に電話予約をお願いします。



国保税、市税、消費税、記帳相談、資金繰り、労災保険、社会保険、滞納問題など、どんな相談でも受付しています。民商へお気軽にご相談ください。



9月分からの厚生年金保険料率が変わります

厚生年金に加入している方の保険料率は、9月分(10月納付分)から変更となります。

変更前 17.8288%

変更後 18.1822%

適用期間は、9月分から来年の8月分までです。給与計算時には、厚生年金保険料率に注意しましょう。

民商の紹介をお願いします

帳面はどうすればいいの？
 青色申告にしたいが特典は？
 手続は？など相談求める業者は大勢います。お知り合いの業者に民商を紹介してください。商工新聞を知人友人や商売をしている方にすすめて下さい。



10月の無料法律相談

日時

10月11日(火) 午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

(9月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。